

7 その他の化学物質

(1) ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称です。ダイオキシン類は毒性の強い物質として知られていますが、それには多くの種類があり、種類によって毒性が異なります。全体のダイオキシン類の毒性評価は、最も毒性が強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（2,3,7,8-TeCDD）の毒性を1として異性体を係数で換算し、毒性等量（TEQ）として表示されます。

ダイオキシン類は、炭素・水素・塩素を含むものが燃焼すると生成され、その主な発生源は廃棄物焼却施設であり、塩化ビニールの焼却が主な原因といわれています。

環境基準（人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準）は下表のとおりです。

ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く）	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下
備 考	
1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	

※pg は 1 兆分の 1 g

(2) 外因性内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）

外因性内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）とは、動物の生体内に取り込まれた場合に、本来その生体内で営まれている正常なホルモンの作用に影響を与える外因性の物質として定義されています。

国では平成 10 年度に環境ホルモンの疑いのある物質として 67 物質（その後 65 物質に修正）をリストアップし、環境調査、健康調査、野生生物への影響調査等が行われた。その後も、これまで得られた知見や国際的な取組みを踏まえた調査研究等が推進されています。

(3) その他の化学物質等の現況

① ダイオキシン類

平成 22 年度は、市内 5 地点で大気中のダイオキシン類の調査を行いました。結果は全ての地点で環境基準を満たしていました。

(単位 pg-TEQ/m³)

測定地点	測定結果	環境基準
	大 気	
湊 4 丁目	0.054	0.6 以下
石橋町	0.035	
帆谷町	0.16	
宿布町	0.014	
月見 2 丁目	0.045	

② 外因性内分泌かく乱物質（環境ホルモン）

平成 22 年度は、市内の 4 河川 4 地点の河川水において、環境ホルモンの疑いのある物質のうち、過去の調査で検出した割合の高かった 2 物質の調査を行いました。

(μg/L)

測定物質	測定結果	(H10～H15) 全国調査での 濃度の範囲	用途
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	<0.5 ～ 2.7	N. D～9.9	プラスチックの 可塑剤
4-t-オクチルフェノール	<0.01 ～ 0.47	N. D～13	界面活性剤の原料